

## 社会福祉法人福陽会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日までの 10 年間

2. 内容

目標 1：平成 37 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業を実施する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月 ～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 27 年 5 月 ～ 社内での検討開始
- 平成 27 年 6 月 ～ ノー残業の実施

目標 2：平成 37 年 3 月までに、年次有給休暇の取得率を、一人当たり 90%以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月 ～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 27 年 5 月 ～ 社内での検討開始
- 平成 27 年 6 月 ～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始